

より詳しい情報につきましては、下記にご連絡下さい。

趙 雪岩 (ちょうせつげん)
外国法事務弁護士

(第二東京弁護士会所属)



T. 03-3218-5007

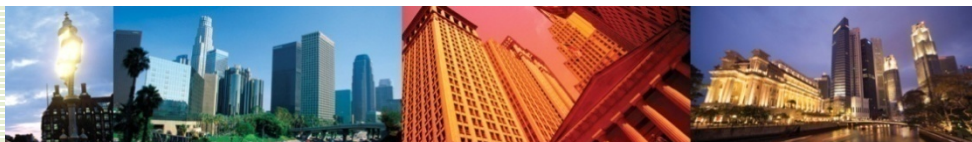
E. xueyan.zhao@sidley.com

1987年東北財経大学経済学部卒
1998年東京都立大学法学部修士課程修了

1998年東京都立大学法学部修士課程を修了後、日本の涉外法律事務所に1年間外国法研究員として勤務。1999年中国帰国後、東北地区で日本企業向け専門涉外弁護士として活躍している。瀋陽、北京、上海、大連事務所の日本企業法務グループのリーダーとして日系投資企業に対する総合法律サービスの提供に尽力している。現地日本大手企業から絶大な信頼を受けると同時に、遼寧省、瀋陽市、大連市政府からも高い評価を受けており、2011年よりカウンセラーとして西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業にて中国プラクティスの中心として幅広いサービスを展開し、政府部門での勤務経験、経済学の専門バックグラウンドと法律の業務経験と結びつけてクライアントに有効的な問題解決案を提出することができる。
日本語に堪能で日本語での法律相談をしている。

今後の中国法 UPDATE の配信のご希望、配信停止に関しましては、kebinuma@sidley.com までお知らせください。

中国法 UPDATE は、情報提供のみを目的として西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業により作成されており、法的な助言を構成するものではありません。この情報は、顧問弁護士がその顧客に法的助言の提供を意図して提供したものではありません。この情報を顧客の皆様が受取られることは、私共による法的助言の提供にはなりません。具体的な問題については、本情報に依拠されることなく、必ず専門家によるアドバイスを受けていただきますようお願いいたします。



西川 シドリーオースティン法律事務所 外国法共同事業

◆◆◆中国法UPDATE◆◆◆

2012年11月

Vol.5 「外商投資企業関連の株式投資に関する暫定規定」について

一、法の施行

2012年9月21日に中国の商務省は「外商投資企業関連の株式投資に関する暫定規定」を発表し、2012年10月22日から施行した。

当該規定の制定は外商投資企業の株式投資行為を規範化し、投資の利便性を向上させ、外国投資者による中国への投資を促進することを目的としている。

二、主な内容

1. 設立類型

「外商投資企業関連の株式投資に関する暫定規定」は投資者が所有する中国国内企業の株式を出資して、外商投資企業を設立または変更することについて規定している。「外商投資企業を設立または変更」とは

- ① 外商投資企業を新規設立する場合。
- ② 増資することによって非外商投資企業を外商投資企業に変更する場合。
- ③ 増資することによって外商投資企業の株式が変更される場合。

投資者が株式投資で外商投資企業を設立または変更する場合には、外商投資審査管理規定に基づいて商務部の許可を、その他のケースは投資先企業の所在地の省、自治区、直轄市、計画単列市の商務主管部門の承認を、受けなければならない。

2. 株式の制限条件

出資の目的となる株式にかかる権利は法的に譲渡できる権利でなければならない。当該株式の発行者である企業（以下、「株式企業」という。）が外商投資企業である場合は、法的な手続きにより設立されていなければならない、外商投資産業政策に反してな

らない。

以下に該当する場合、その株式を投資してはならない。

- ① 株式企業の登録資本金が全額未支払いの場合。
- ② 株式に質権が設定されている場合。
- ③ 株式が法的に凍結されている場合。
- ④ 定款（契約）において株式が譲渡不可と約定されている場合。
- ⑤ 規定にしたがって前年度の外商投資企業連合年度検査を受けていない、または検査結果が不合格の場合。
- ⑥ 株式が不動産開発企業、外商投資性公司、外商投資創業(株式)投資企業に属する企業の株式である場合。
- ⑦ 法律、行政法規あるいは国务院の決定により株式の譲渡が関連部門の審査を受ける必要があるにもかかわらず審査を受けていない場合。
- ⑧ 法律、行政法規あるいは国务院の決定により株式が譲渡不可とされている場合。

株式による投資後、投資先企業と株式企業および直接または間接的に持ち株をする企業は、「外相投資方向の指導規定」、「外商投資産業指導リスト」およびその他の外商投資関連規定にしたがっていなければならない。

3. 株式の出資額

- ① 出資する株式は法的に設立されている国内の評価機構による金額にて評価されなければならない。
- ② 株式投資者及び投資先企業の株主またはその他の投資者は株式評価に基づいて協議により株式の金額、株式出資額を決定できる。株式出資額は評価額を超えてはならない。
- ③ 投資先企業の全体株主の出資額とその他の非現金資産の出資額合計は登録資本金の70%以下でなければならない。

4. 株式による出資の審査

- ① 投資先企業を審査する機関が法により許可の可否を決定する。許可する場合、審査機関による「外商投資企業批准証書」を発行する。
- ② 投資する株式は投資先企業の審査機関による許可を得た後、株式企業が非外商投資企業の場合は、株式企業が投資先企業の「外商投資企業批准証書」をもって、「外商投資企業の中国における投資に関する暫定規定」に基づき、関連する登録手続および審査、許可手続を行い、投資する株式の所有者を投資先企業に変更しなければならない。
- ③ 投資する株式は投資先企業の審査機関による許可を得た後、株式企業が外商投資企業の場合は、以下の手続をとらなければならない。
 - a) 株式投資後、株式企業の株主の中に、外国投資者が依然として存在する場合、当該株式企業は投資先企業の「外商投資企業批准証書」をもって、「外商投資企業の中国における投資に関する暫定規定」に基づき、権限のある審査機関に投資する株式の所有者を投資先企業に変更しなければならない。

- b) 株式投資後、株式企業の株主の中に、外国投資者が存在しない場合、当該株式企業は投資先企業の「外商投資企業批准証書」をもって、「外商投資企業投資者株式変更の若干規定」および「外商投資企業の中国における投資に関する暫定規定」に基づき、関連する登録手続および審査、許可手続を行い、審査機関にその「外商投資企業批准証書」の取消しまたは変更を請求しなければならない。

Sidley Austin LLP は、シカゴ、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ、パロアルト、ダラス、ロンドン、香港、シンガポールおよびシドニー以外の当事務所のオフィスを拠点とするデラウェア州の有限責任事業組合（以下、LLP）であり、イリノイ州の(LLP)である Sidley Austin LLP（シカゴ）、デラウェア州の LLP である Sidley Austin（NY）LLP（ニューヨーク）、デラウェア州の LLP である Sidley Austin（CA）LLP（ロサンゼルス、サンフランシスコ、パロアルト、Los Angeles, San Francisco, Palo Alto）、デラウェア州の LLP である Sidley Austin（TX）LLP（ダラス、ヒューストン）、デラウェア州の別個の有限責任事業組合（LLP）である Sidley Austin LLP（ロンドン）、デラウェア州の別個の LLP である Sidley Austin LLP（シンガポール）、ニューヨーク州のジェネラルパートナーシップである Sidley Austin（香港）、外国法事務弁護士により構成され、外国法に関する業務のみ行なうデラウェア州のジェネラルパートナーシップである Sidley Austin（シドニー）、そして西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業（Sidley Austin Nishikawa Foreign Law Joint Enterprise）（東京）などの他のパートナーシップと提携関係にあります。ここでは、これらの提携パートナーシップをまとめて Sidley Austin（シドリーオースティン）、Sidley（シドリー）、または当事務所と表記しております。